

議案第 4 5 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に係る条例の一部改正に伴い、勤勉手当の総額の上限の算定を成績率によるものに改めるため、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の 教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和7年12月市議会定例会において可決された、人事委員会勧告に係る「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第58号。以下「改正条例」という。）」に係る規程を以下のとおり改めるもの。

2 改正内容

(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第10号)

ア 改正条例において、勤勉手当の算定を「基礎額×支給割合×期間率×成績率」から「基礎額×期間率×成績率」に変更し、「支給割合」の記述を削除したことから、勤勉手当の総額の上限となる「期末手当基礎額×支給割合」の「支給割合」の根拠条文を改正する。【規則第15条】

イ 教職員給与条例第35条第2項に定める教育委員会が定める割合「期間率×成績率」の算定方法を改正する。

【規則第18条】

(2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第10号)

勤勉手当の成績率適用範囲の拡大に伴い、勤勉手当の職務段階別加算割合を改正する。【規則別表第2】

3 施行期日

2(1): 令和8年4月1日

2(2): 令和8年12月1日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

北九州市教育委員会
教育長 太田 清治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第15条中「教職員給与条例第35条第2項」を「第18条」に改め、「教育委員会が」を「教育長が別に」に改める。

第18条の見出し中「支給割合」を「期間率及び成績率」に改め、同条中「という。）に」の次に「教育長が別に定める割合に教育長が定める」を、「勤務成績による割合」の次に「を加え、又は減じて得ることとなる割合（基準日以前6箇月以内に懲戒処分を受けた職員にあっては、教育長が定める割合）」を加える。

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2の教育職給料表（3）の項及び教育職給料表（4）の項中

「

職務の級6級の教職員	100分の10
職務の級5級、4級及び3級の教職員並びに2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100分の5（教育長が別に定める教職員にあっては、100分の7.5）

を

」

「

職務の級6級、5級及び4級の教職員	100分の10
職務の級3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員に

	あつては、100分の10)	に
職務の級2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8）	

」

改め、同表の行政職給料表の項中

「

職務の級4級及び3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）	を
----------------	------------------------------------	---

」

「

職務の級4級の教職員	100分の10	に
職務の級3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8）	

」

改め、同表の医療職給料表（2）の項中「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の備考第1項後段及び備考第2項後段中「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の備考第3項中「、100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）」を「100分の10」に改める。

付 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は同年12月1日から施行する。

参考 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(勤勉手当の総額)</p> <p>第15条 教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、教職員給与条例第32条第3項又は第4項に規定する期末手当基礎額に相当する額に<u>第18条</u>に規定する<u>教育長が別に定める割合</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(勤勉手当の期間率及び成績率)</p> <p>第18条 教職員給与条例第35条第2項に規定する教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会が定める割合は、教職員の勤務期間による割合（次条において「期間率」という。）に<u>教育長が別に定める割合</u>に<u>教育長が定める教職員の勤務成績による割合</u>を加え、又は減じて得ることとなる割合（<u>基準日以前6箇月以内に懲戒処分を受けた職員にあっては、教育長が定める割合</u>）を乗じて得た割合とする。</p>	<p>(勤勉手当の総額)</p> <p>第15条 教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、教職員給与条例第32条第3項又は第4項に規定する期末手当基礎額に相当する額に<u>教職員給与条例第35条第2項</u>に規定する<u>教育委員会が定める割合</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第18条 教職員給与条例第35条第2項に規定する教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会が定める割合は、教職員の勤務期間による割合（次条において「期間率」という。）に<u>教職員の勤務成績による割合</u>を乗じて得た割合とする。</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新		旧	
別表第2（第16条関係）		別表第2（第16条関係）	
給料表	教職員	給料表	教職員
教育職給料表（3）	職務の級6級、5級及び4級の教職員	教育職給料表（3）	職務の級6級の教職員
	職務の級3級の教職員		職務の級5級、4級及び3級の教職員並びに2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）
	職務の級2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）		職務の級6級の教職員
教育職給料表（4）	職務の級6級、5級及び4級の教職員	教育職給料表（4）	職務の級5級、4級及び3級の教職員
	職務の級3級の教職員		並びに2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）
	職務の級2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）		職務の級6級の教職員
行政職給料表	職務の級4級の教職員	行政職給料表	職務の級4級及び3級の教職員
加算割合	100分の10	加算割合	100分の10
	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の10）		100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）
	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8）		100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）
	100分の10		100分の10
	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の10）		100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）
	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8）		100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）
	100分の10		100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）

新		旧	
医療職給料 表 (2)	職務の級 3 級の教職員 100分の5 (教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8)	職務の級 3 級の教職員 100分の5 (教育長が別に定める教職員にあつては、100分の5)	
備考	<p>1 この表の行政職給料表の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級のうち最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、<u>100分の8</u>とする規定は、適用しない。</p> <p>2 この表の医療職給料表 (2) の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級の1級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、<u>100分の8</u>とする規定は、適用しない。</p>	備考	<p>1 この表の行政職給料表の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級のうち最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、<u>100分の7.5</u>とする規定は、適用しない。</p> <p>2 この表の医療職給料表 (2) の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級の1級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、<u>100分の7.5</u>とする規定は、適用しない。</p>

新	旧
<p>3 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の加算割合は、<u>100分の10</u>とする。</p>	<p>3 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の加算割合は、<u>100分の5</u>（教育長が別に定める教職員にあっては、<u>100分の7.5</u>）とする。</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して給料表の改定等を行うことから、これらに係る関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
(平成28年北九州市条例第57号)

ア 給料表の改定(別表第1～第3関係)

教職員の給与を平均3.03%引き上げるため、給料表を改定する。

イ 通勤手当の改正(第22条関係)

(ア) 自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正(第2項関係)

使用距離が「片道10km以上15km未満」から「片道60km以上」までの区分に係る手当額を200円～7,100円引上げる改正を実施する。

(イ) 本市以外の勤務公署への派遣教職員に係る特急料金等の支給に係る規定の新設

本市以外の勤務公署へ派遣される教職員に対して新幹線利用に係る料金及び特急料金を支給する規定を新設する。

(ウ) 駐車場利用に係る手当の新設

自動車通勤者(交通機関等との併用者を含む)のうち、駐車場を契約している者に対して月額5,000円の範囲内で当該駐車場利用に係る料金に相当する額を支給する規定を新設する。

(エ) 支給限度額の引上げ

月額5万5,000円を上限としている支給限度額を月額15万円に引上げた上で、交通機関等の運賃相当額、自動車等通勤者に係る手当額、特急料金等相当額及び駐車場料金等相当額の合計額を支給限度額の範囲内で支給することとする規定を新設する

※現在、第22条第2項第1号及び第3号で支給限度額を規定しているが、特急料金等相当額の支給に係る規定の新設に伴い、国の規定に合わせる改正を実施するもの

(オ) 自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正(第2項関係)

北九州市職員の給与に関する条例が適用される職員について、自動車等通勤者に係る手当額を人事委員会規則で規定することとする改正を予定することから、当該人事委員会規則の例によるとされている教職員の規定を同様に改正する。

ウ 宿日直手当の改定（第29条関係）

宿日直業務を行う教職員に対して支給する宿日直手当の限度額を改定する。

※給料表の改定に伴い、年末年始以外の勤務に係る手当額は5,300円から5,400円へ、年末年始の勤務に係る手当額は7,900円から8,100円へ、小学校、中学校及び特別支援学校の教育職員が児童又は生徒の生活指導等のために行う勤務に係る手当額は7,400円から7,700円へと改定するもの

エ 地域手当の改正（付則第29項関係）

地域手当の支給割合に係る経過措置（当分の間3%）を令和8年3月31日をもって終了する。

オ 勤勉手当の改正（第35条関係）

・勤勉手当の額の算定方法の改正（第2項関係）

成績率の拡大に伴い、勤勉手当の額の算定方法を改正する。

※成績率の拡大に伴い、国の取扱いに準じた改正を行うもの

本市（現行）：基礎額 × 支給割合（月数） × 成績率（勤務成績に応じた割合）

国：基礎額 × 成績率（支給割合（月数） + 勤務成績に応じた割合）

・勤勉手当基礎額の算定方法の改正（第3項関係）

成績率の拡大に伴い、勤勉手当基礎額の算定において扶養手当を除外する。

3 施行期日

(1) ア、イ（ア）、ウ

規則で定める日（令和7年4月1日適用）

※ 令和7年12月分の例月給与については、改定前の給料月額等により支給する。給料表の改定に係る施行期日については、12月の例月給与の支給日後かつ差額支給日（12月25日予定）以前とする必要があるため、「規則で定める日」とするもの。

今年度は、令和7年12月23日を予定。

(2) エ

公布の日

(3) イ（イ）～（オ）、オ

令和8年4月1日

4 経過措置等

次の事項を付則で規定する。

- ・適用日から条例の施行日の前日までの間における異動者の号給の調整
- ・適用日前の異動者の号給の調整
- ・施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整
- ・改正前の規定に基づき支給された給与は改正後の規定に基づき支給される給与の内払とみなすこと
- ・勤勉手当の改正に係る経過措置を設ける
- ・その他条例の施行に関して必要な事項は教育委員会が別に定めること